

電気保安法人制度と 保工分離について

判例と制度の歩みから理解する、安心できる電気保安の考え方

JESM 株式会社 | お客様説明資料 | 2026 年 9 月

はじめに

高圧受変電設備などの自家用電気工作物は、感電・火災・停電や周辺への波及事故を防ぐため、継続的で確実な保安管理が必要です。

現在は、必要な能力と体制を備えた民間会社も、電気保安法人として保安管理業務を受託できます。一方、安全を確認する保安の立場には、工事や営業上の都合に左右されない独立性が求められます。

制度と保工分離の歩み

時期	主な動き
1965 年以降	電気工事を行う側と保安を監督する側を分け、相互に確認する考え方が、行政運用の基本として定着。
1987 年	電気工事関係法令の改正時にも、行政が保工分離を堅持する考えを表明。
1989～1991 年	イーデン事件。一般の民間法人が指定法人として参入することを求めたが、当時の制度では認められず。
1994 年	ボタヤ事件判決。兼業と保工分離を理由とした行政の不承認を適法と判断。
2004 年	制度改正により、必要な人員・技術・機器・業務体制を備えた株式会社なども、電気保安法人として受託できる仕組みへ。

大切な点は、保工分離が民間参入後に生まれたのではなく、以前から重視されてきた安全上の原則を維持しながら、民間法人にも参入の道が開かれたことです。

民間の電気保安法人が認められた背景

設備を持つ事業者の安全責任を、専門家が支える

電気事業法では、設備を設置する事業者が自ら安全を確保することを基本としています。しかし、すべての事業者が自社で専任の電気主任技術者を雇用することは容易ではありません。そこで、一定の要件を満たす設備について、外部の専門家へ保安管理業務を委託し、行政の承認を受ける制度が設けられました。

イーデン事件が示した旧制度の課題

当時、法人として外部委託を受けられるのは、国が指定した電気保安協会などに限られていました。イーデン電気技研株式会社などは、自社にも指定を受ける機会を求めましたが、裁判所は、当時の法令には一般の民間法人が指定を求める申請権は定められていないとして、その訴えを認めませんでした。

この事件は、民間会社が参入を希望しても、旧制度にはその道が開かれていなかった状況を示す事例です。なお、この事件自体が 2004 年の制度改正を直接実現したと断定するものではありません。

2004 年の制度改正

規制緩和の流れの中で制度が見直され、会社の種類だけで受託先を限定する仕組みから、保安を確実に実施できる人員・技術・機器・管理体制があるかを確認する仕組みへ移行しました。

これにより、株式会社などの民間法人も電気保安法人として参入できるようになり、お客様は、体制・専門性・対応力を備えた保安法人を選択できるようになりました。ただし、契約を結ぶだけで主任技術者の選任が不要になるものではなく、設備ごとに外部委託の承認が必要です。

民間参入と安全確保の両立

広がったこと	変わらず守るべきこと
要件を満たす民間法人にも参入機会が開かれた	設置者が負う電気設備の安全責任
お客様が保安法人を選択できるようになった	資格・経験・機器・担当件数・緊急対応などの要件
法人の組織力や複数技術者体制を活用できる	工事や営業上の都合から独立した保安判断

ボタヤ事件が示した保工分離

福岡地方裁判所 1994 年 7 月 26 日判決

何が問題になったのか

設備を持つ事業者が、個人の電気管理技術者へ保安管理を委託するため、主任技術者を選任しない承認を行政へ申請しました。しかし、その技術者は、電気工事会社の代表取締役でもありました。行政は、兼業による対応力と保工分離の観点から承認しませんでした。

裁判所が重視した二つの点

確認された点	考えられる安全上の問題
保安管理以外の仕事との兼業	日常の点検や、事故・停電時の迅速な対応に支障が生じるおそれ
電気工事会社を経営する立場	工事の受注や会社の利益が、安全確認の厳しさに影響するおそれ

裁判所は、工事を行う側と保安を監督する側が独立して運営され、互いに有効なチェック機能を働かせる『保工分離』を、電気保安の基本的な考え方と認め、行政の不承認を適法と判断しました。

保工分離とは

保工分離とは、電気工事を行う役割と、その工事や設備が安全かを確認・監督する役割を分ける考え方です。

工事を行う側が安全確認まで自ら完結すると、施工上の問題を見落とししたり、工期・費用・取引関係を優先した判断になったりするおそれがあります。保安を担う者が独立した立場で確認することで、安全確認が形だけになることを防ぎます。

お客様にとっての意味

保安法人は、工事会社やメーカーの意向を代弁する立場ではありません。設備を設置するお客様の安全責任を専門家として支え、問題があれば率直に報告し、必要な改善を提案する立場です。

なお、ボタヤ事件は当時の個人の電気管理技術者に関する判決です。現在の法人制度における具体的な業務の可否は、現行法令・内規と実際の組織・契約・指揮命令関係に基づいて判断されます。

電気保安法人としての JESM の対応方針

JESM は、民間の電気保安法人として柔軟で迅速なサービスを提供するとともに、保工分離・独立性・中立性を電気保安の基本として、次の方針で対応します。

1. 安全を最優先に判断します

工期、費用、取引関係、営業上の都合にかかわらず、法令・技術基準・保安規程に基づいて判断します。安全上の問題や技術基準への不適合のおそれがある場合は、内容と危険性をお客様へ正確にお伝えし、必要な改善を提案します。

2. 工事・試験・保安監督の役割を明確にします

工事を行う者、各種試験を実施する者、保安を監督する者の役割、責任範囲、指示系統、報告先を明確にします。工事会社の指示だけで安全確認を完結させず、保安上重要な事項は設置者であるお客様へ直接報告できる体制を確保します。

3. 利益相反を確認し、保安判断の独立性を守ります

出資関係、役員兼任、共同事業、継続的な取引関係などにより、保安判断が左右されるおそれがないかを確認します。形式的に会社や担当者を分けるだけではなく、契約、指揮命令、報告経路、実際の権限まで確認し、必要に応じて受託範囲や確認体制を見直します。

4. 複数技術者による組織的な保安体制を整えます

一人の担当者だけに依存せず、資格・経験・担当設備・教育状況・担当件数を管理します。担当者が対応できない場合にも、代替技術者や JESM パートナースと連携し、継続して保安を確保できる体制を整えます。

5. 事故・異常時に迅速に対応します

遠隔監視や連絡体制を活用し、24 時間 365 日の受付・支援体制を整備します。停電、保護装置の動作、設備異常などが発生した場合は、状況確認、応急対応の助言、必要に応じた現場対応を行います。

6. 結果を記録し、分かりやすくご報告します

点検・試験の結果、改善が必要な事項、対応期限、放置した場合の危険性を分かりやすくご説明し、記録として残します。継続的な確認と改善により、お客様の電気設備の安全と安定運用を支えます。

JESM は、関係先に対しても必要な指摘ができる独立した立場を守り、お客様と社会の安全を最優先に、誠実な電気保安を実施します。

参考資料

- ・イーデン事件・東京地裁 1989 年 4 月 26 日判決（昭和 59 年（行ウ）第 168 号ほか）
- ・ボタヤ事件・福岡地裁 1994 年 7 月 26 日判決（裁判所公開判例）
- ・電気事業法、電気事業法施行規則、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）
- ・公益社団法人 日本電気技術者協会『保安管理業務外部委託承認制度について』

本資料は制度と判例を一般向けに整理した説明資料です。個別案件の可否は、現行法令・内規、契約関係および実際の業務体制に基づき、所管の産業保安監督部へ確認します。